

利用券の有効期限更新のお知らせ

利用券の登録内容を確認・更新するため、令和3年4月1日から5年間の有効期限を設定しました。有効期限が近付きましたら、本館・国府分館での更新手続きをお願いします。

◎有効期限

登録日	有効期限
令和3(2021)年 4月1日以降	登録日から5年後
令和3(2021)年 3月31日以前	最終利用日から5年後の誕生日 ※最終利用日が2015年以前の方は、更新が必要です。

※更新後は、更新日から5年間の有効期限

◎更新手続きについて

図書館カウンターにて館外利用登録カードにご記入いただき、手続きを行ってください。

手続きは、本人のみ可能です。来館できない場合は、ご相談ください。

持ち物	氏名と住所が確認できるもの（健康保険証、運転免許証等）
場所	図書館本館もしくは国府分館のカウンター
更新可能期間	有効期限3か月前から
更新後	現在、利用中の利用券を引き続き使用できます。

◎更新のお知らせについて

有効期限3か月前から、通知します。

- ・図書館のカウンターにて
貸出・予約時に口頭でお伝えいたします。
- ・館内検索機（OPAC）・ホームページにて
ログインした際に、マイメニューにてお知らせします。

◎有効期限が切れた場合

利用券が使用できなくなり、一部サービス（資料の貸出・予約、貸出中の資料の延長、ホームページ・館内検索機でのログインなど）が制限されます。

令和3年3月

問：大磯町立図書館 0463-61-3002